

平成25年度国費外国人留学生（学部留学生・研究留学生等）の奨学金支給期間特別延長に係る取扱要領（申請区分Ⅱ－2，Ⅲ－2）

（1） 対象者

別添 3 の表に記載の申請区分のうち、以下に該当する者を対象とする。なお、ここでいう修士課程には専門職学位課程を含むものとする。

① 博士課程進学者（申請区分Ⅱ－2）

ア 平成 19 年度に大使館推薦による学部留学生として採用された者で、修士課程進学の際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在修士課程に国費外国人留学生として在籍しており、さらに平成 26 年 4 月に修士課程を修了の上、博士課程に進学する見込みの者

イ 平成 18 年度に大使館推薦により高等専門学校留学生として採用された者又は平成 19 年度に大使館推薦により専修学校留学生として採用された者で、大学の学部編入学（又は高専専攻科入学）及び修士課程進学の際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在修士課程に国費外国人留学生として在籍しており、さらに平成 26 年 4 月に修士課程を修了の上、博士課程に進学する見込みの者

② 修士課程進学者（申請区分Ⅲ－2）

平成 20 年度に大使館推薦により高等専門学校留学生に採用、又は平成 21 年度に大使館推薦により専修学校留学生に採用され、大学学部編入学（又は高等専門学校専攻科入学）の際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在、大学の学部又は高等専門学校専攻科に国費外国人留学生として在籍しており、さらに平成 26 年 4 月に大学学部等を卒業の上、修士課程に進学する見込みの者。

※ 国内採用により学部留学生として採用された者は、申請の対象とはならない。

※ 以下の者が平成 26 年 4 月に上位課程に進学する場合は、国費外国人留学生として採用された年度が上記と異なる場合でも申請可能とする。

ア 飛び級や早期修了により上位課程に進学した者（又は進学予定の者）

イ 高等専門学校留学生・専修学校留学生から大学学部 2 年次に編入学し奨学金支給期間の延長が認められた者

ウ 学部留学生で予備教育を経ずに大学の学部に直接入学した者

※ 商船学科に在籍していた者に係る申請の場合、文部科学省に事前に相談すること。

(2) 申請基準

申請基準は以下のとおりとする。

① 博士課程進学者（申請区分Ⅱ-2）

ア 大学院修士課程での学業成績係数が 2.80 以上であり、かつ、大学学部（又は高専専攻科）での学業成績係数が 2.50 以上の者。

イ 大学院博士課程に進学見込みの者。

ウ 指導教員及び大学の長（又は研究科の長）が強く推薦する者。

エ 国費外国人留学生に採用後、学部を修業年限内で卒業しており、また、修士課程を標準修業年限内で修了できる見込みであること。

② 修士課程進学者（申請区分Ⅲ-2）

ア 大学学部（又は高専専攻科）での学業成績係数が 2.80 以上であり、かつ、高等専門学校又は専修学校での学業成績係数が 2.50 以上の者。

イ 大学院修士課程に進学見込みの者。

ウ 指導教員及び大学の長（又は学部の長）が強く推薦する者。

エ 国費外国人留学生に採用後、高等専門学校または専修学校を修業年限内で卒業しており、また、学部等を修業年限内で卒業できる見込みであること。

※ 「学業成績係数」は別添 4 のとおり算出すること。

※ 飛び級により修士課程に入学した者（又は入学する予定の者）については、学部を卒業していなくとも申請基準を満たすものとする。

(3) 提出書類

① 大学長からの推薦状（公文書等）

② 推薦者一覧（別紙様式 1）（大学で作成）申請区分ごとに 1 部

③ 申請書（両面印刷）（別紙様式 2-1 又は 2-2）

④ 研究計画等調書（両面印刷）
（別紙様式 2-1-1 又は 2-2-1）

⑤ 小論文（別紙様式 3）

⑥ 推薦調書（別紙様式 4）（大学で作成）

⑦ 指導教員の意見書（別紙様式 5）

⑧ 成績証明書

正本 1 セット、副本 9 セットを
作成し個人別封筒に封入

※ ②推薦者一覧については、以下のとおり作成すること。

ア 申請区分ごとに作成すること。

イ 申請者については、申請区分ごとに個人番号順に整理番号を付すこと。

ウ 作成方法の詳細については、「推薦者一覧作成要領」を参照すること。

- ※ ⑤小論文については、以下のとおり作成すること。
 - ア 日本語、A4 横書きで作成すること。
 - イ 文字数は1,600字以内とする。
 - ウ 複数枚となる場合、すべてのページに個人番号、氏名、テーマを記すこと。
 - エ 手書きの場合は楷書で丁寧に記入すること。ワープロ等を利用して作成することも可とする。
 - オ テーマは任意とする。なお、当該研究内容と自国における有用性との関係（自国での活用可能性）及び将来的な進路の希望について必ず盛り込むこと。（エッセーの類とし、学術論文は不可。）

- ※ ④研究計画等調書及び⑤小論文については、複数枚の場合は左上をホッチキスで綴じること。

- ※ ⑧成績証明書については、以下のとおり提出すること。
 - ア 博士課程進学者の場合：大学院修士課程及び大学学部（又は高専専攻科）でこれまでに判定されたすべての科目のもの
 - イ 修士課程進学者の場合：大学学部（又は高専専攻科）及び高等専門学校又は専修学校でこれまでに判定されたすべての科目のもの

(4) 採用後の奨学金支給期間

平成 26 年 4 月に進学する修士課程又は博士課程における標準修業年限修了までの期間とする。

(5) 注意事項

- ① 採用にあたっては専門の委員会により審査を行い、特に優秀な者（若干名）を厳選して採用する予定としている。
- ② 大学は、申請者に対し、本国政府や駐日外国公館等から日本留学を継続することの許可を得ておくことがあらかじめ必要かどうかを確認し、必要な場合は事前の確認を指導するとともに、その結果の確認を必ず行うこと。
- ③ 選考は、書類選考により決定し、平成 26 年 2 月中旬を目処に選考結果を通知する。
- ④ 支給期間の延長が認められた者については、進学先大学における入学検定料及び入学金は文部科学省負担（国立大学は不徴収）とするが、延長が認められなかった場合及び進学先以外の大学にかかる入学検定料及び入学金は、当該大学の規程に基づき取り扱うこととなるので、本人負担となる場合があることを予め承知しておくとともに、学生に対しても十分に説明を行うこと。

- ⑤ 次の場合には、原則として奨学金の支給を取りやめるので留意すること。また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。
- ア 申請事項に虚偽の記載があることが判明したとき。
 - イ 文部科学省への誓約事項に違反したとき。
 - ウ 現在所属している課程を標準修業年限内で修了（若しくは修業年限内で卒業）できないとき。
 - エ 大学において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。
 - オ 当該大学を退学したとき。
 - カ 入管法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
 - キ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき。
 - ク 進学に伴う奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位課程に進学したとき。
- (6) 進学希望先は1大学1研究科とする。現在在籍する大学と異なる大学に進学する場合は、その理由を「指導教員の意見書」（別紙様式5：「大学変更の場合、その所見」欄）及び「推薦調書」（別紙様式4：「推薦理由」欄）に記入すること。
採用された者が申請書に記入した大学院研究科以外へ進学する場合、国費外国人留学生の奨学金は支給しない。
- (7) **提出期間：平成25年12月16日（月）～12月20日（金）当日消印有効**
提出期限以降の書類提出及び差し替えは一切認めないので留意すること。
- (8) 書類の提出にあたって
- ① 申請者ごとに、申請書、研究計画等調書、小論文、推薦調書、指導教員の意見書、成績証明書について正本1セットと副本9セットの合計10セットを作成し、それぞれ封筒（角型2号）に封入すること。
 - ② 個々の封筒の表には、個人番号、氏名、申請区分（申請区分Ⅱ－2又は申請区分Ⅲ－2）、「正本」「副本」のいずれであるかを記入すること。
 - ③ 申請区分ごとの推薦者一覧（別紙様式1）の後に、申請者ごとに個々の封筒の正本（1）及び副本（9）の合計10セットをひとまとめにしたものを整理番号順に並べて封筒等に封入し、封筒等の表に朱書きで ××××××（学校番号）延長申請書類（特別）在中 と明記の上、本件担当あてに郵送又は持参すること。

- ④ 推薦者一覧（別紙様式 1）については、以下のアドレスまでデータを電子メールにて提出期間内に送信すること。

文部科学省のE-mail アドレス（encho@mext.go.jp）には多数の送信があるので、本件を送信する際には、必ず以下によること。

- ・ メールの件名： ××××××（学校番号）〇〇大学（延長申請（特別））
- ・ ファイルの件名： ××××××（学校番号）〇〇大学（延長申請一覧（特別））

- ⑤ 申請書様式については、文部科学省ホームページからダウンロードすること。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm

→ 募集関係：進学等に伴う奨学金支給期間の延長及び特別延長を希望する国費外国人留学生（研究留学生等）の取扱いについて（通知）

<本件照会先及び申請書類等提出先>

文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室国費留学生係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL：03-5253-4111（内線3362、3026） FAX：03-6734-3391

奨学金支給期間延長の申請基準

申請区分	延長理由番号	延長理由	延長許可年限	条件（申請可能な者）等
I	1	① 研究生 → 修士課程入学 専門職学位課程入学	正規課程の標準修業年限	理系：非正規生の期間が予備教育期間含め 2 年未満の者 文系：非正規生の期間が予備教育期間含め 2 年以内の者
I		② 研究生 → 博士課程入学	正規課程の標準修業年限	理系：非正規生の期間が予備教育期間含め 1 年以内の者 文系：非正規生の期間が予備教育期間含め 2 年未満の者
II		③ <u>修士課程修了</u> → <u>博士課程入学</u> <u>専門職学位課程修了</u>	正規課程の標準修業年限	研究留学生として採用された者
II-2 (特別延長)	1	③ <u>修士課程修了</u> → <u>博士課程入学</u> <u>専門職学位課程修了</u>	正規課程の標準修業年限	当初、大使館推薦による学部留学生として採用された者、又は大使館推薦による高等専門学校留学生・専修学校留学生として採用され大学の学部編入学（又は高専専攻科入学）の際に奨学金支給期間の延長が認められた者で、修士課程（又は専門職学位課程）進学の際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在修士課程（又は専門職学位課程）に国費外国人留学生として在籍している者
III	2	① <u>学部卒業</u> → <u>修士課程入学</u> <u>専門職学位課程入学</u>	正規課程の標準修業年限	学部留学生として採用された者（医歯薬系学部（6 年制）卒業見込みの者を除く）
III-2 (特別延長)	2	① <u>学部卒業</u> → <u>修士課程入学</u> <u>高専専攻科</u> <u>専門職学位課程入学</u>	正規課程の標準修業年限	当初、大使館推薦による高等専門学校留学生又は大使館推薦による専修学校留学生として採用され、大学の学部編入学（又は高専専攻科入学）の際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在大学の学部（又は高専専攻科）に国費外国人留学生として在籍している者
III		② 医歯薬系学部(6年制)卒業 → 博士課程入学	正規課程の標準修業年限	
VII, VIII	3	① 高専卒業 → 学部 3 年次 専修学校修了 → 編入学	学部卒業までの 2 年間	学部 2 年次編入の場合は、文部科学省に要事前相談
VII		② 高専卒業 → 高専専攻科入学	専攻科修了までの 2 年間	進学は所属している高専の専攻科に限る。

※ 5 年一貫制博士課程においては、前期 2 年を上表「修士」として、後期 3 年を「博士」として取り扱うものとする。

※ 申請区分 II～VIII の区分においては、現在在籍している課程を標準修業年限内で修了（又は修業年限内で卒業）できる見込みの者であることとする。

※ 上記以外の場合の支給期間の延長申請は不可とする。

※ 商船学科に在籍している者の延長申請の場合は、文部科学省に要事前相談

※ 申請区分 III においては、日韓共同理工系学部留学生で学部 に在籍する者は対象としない。

学業成績係数の算出方法

※下記の表により「評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算する。

区 分	成 績 評 価				
	4段階評価		優	良	可
4段階評価		A	B	C	F
4段階評価		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
5段階評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

総登録単位数

- (注 1) 履修した授業について単位制をとらない場合は、単位数を科目数に置き換えて算出する。
- (注 2) 上表の成績評価にない評価（例えば、「認定」、「合格」など）は対象としないこと。
- (注 3) 係数に端数が出る場合は、小数点以下第3位を切り捨てること。
- (注 4) 算出においては、申請時に判明している成績のみを用いること。